

# ステート・ストリート・ ゴールド・オープン (為替ヘッジなし) / (為替ヘッジあり)

追加型投信/内外/その他資産(商品)/インデックス型



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページに掲載しています。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第345号

＜ファンドに関する照会先＞

ホームページアドレス [www.ssga.com/jp](http://www.ssga.com/jp)

電話番号 03-4530-7333 お問い合わせ時間（営業日）9:00～17:00

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

※ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントは、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が行う資産運用関連業務のブランド名です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジなし)」および「ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月18日に関東財務局長に提出しており、2026年9月19日にその効力が発生しております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は表紙に記載の〈ファンドに関する照会先〉のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、表紙に記載の〈ファンドに関する照会先〉までお問い合わせください。
- 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

### 〈ファンドの商品分類および属性区分〉

#### 商品分類

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 補足分類    |
|---------|--------|---------------|---------|
| 追加型     | 内外     | その他資産(商品)     | インデックス型 |

#### 属性区分

| 投資対象資産                           | 決算頻度 | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ                 | 対象インデックス                              |
|----------------------------------|------|------------------|---------------|-----------------------|---------------------------------------|
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(その他資産(商品))) | 年1回  | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリー<br>ファンド | 為替ヘッジなし：<br>なし        | 為替ヘッジなし：<br>その他(LBMA金価格<br>(円換算ベース))  |
|                                  |      |                  |               | 為替ヘッジあり：<br>あり(フルヘッジ) | 為替ヘッジあり：<br>その他(LBMA金価格<br>(円ヘッジベース)) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社:ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
 設立年月日:1998年2月25日  
 資本金:310百万円(2026年6月末現在)  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:4,714,653百万円(2026年6月末現在)

「ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジなし)」を「為替ヘッジなし」、  
 「ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジあり)」を「為替ヘッジあり」と  
 いう場合があります。

# 1.ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

中長期的な観点から、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

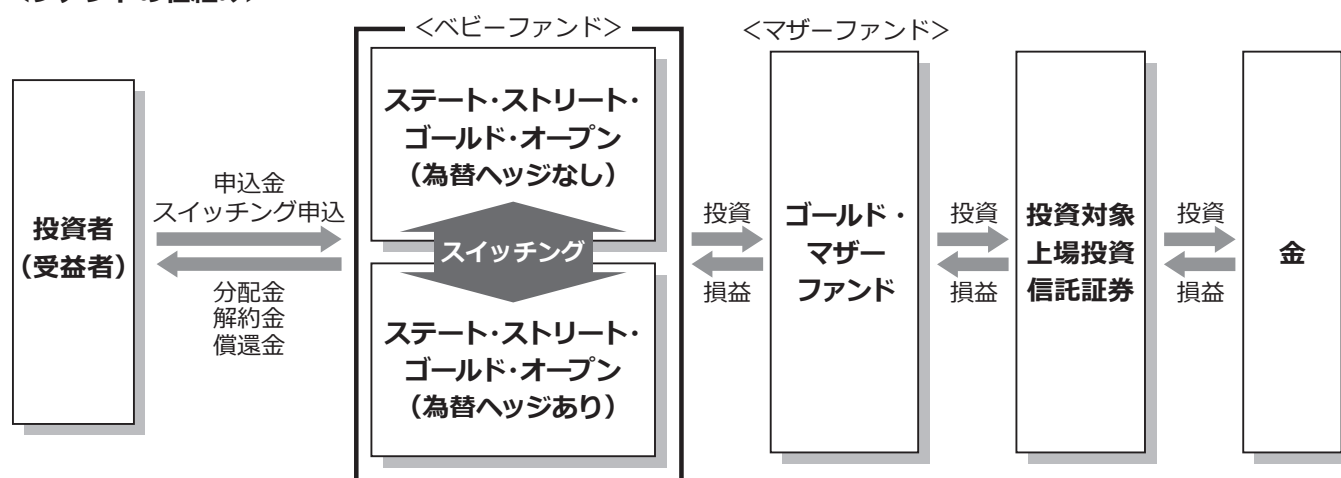
- 1 金現物に投資する上場投資信託証券(以下「投資対象上場投資信託証券」)<sup>※</sup>を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

※「投資対象上場投資信託証券」とは、次のものをいいます。

SPDR<sup>®</sup> ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト

上記は、2026年6月末現在のものであり、当ファンドの商品性、流動性及び運用上の効率性等を鑑み、委託会社の判断により見直す場合があります。

### ＜ファンドの仕組み＞



- 「為替ヘッジなし」と「為替ヘッジあり」との間において、スイッチングが可能です。
- スイッチングの取り扱いは販売会社ごとに異なり、スイッチングの際に購入時手数料がかかる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- 2 「為替ヘッジなし」はLBMA金価格(円換算ベース)、「為替ヘッジあり」はLBMA金価格(円ヘッジベース)(以下「ベンチマーク<sup>※</sup>」)といたします。)に連動する投資成果を目指します。

※2026年6月末現在のものであり、投資対象上場投資信託証券が参照するベンチマークが変更された場合、ファンドのベンチマークも変更となる場合があります。

- LBMA金価格とは、正式名称は「LBMA Gold Price PM」といい、ICEベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration)によってロンドン時間の午後に公表される1トロイオンスあたりの金現物価格(米ドル建て)を指します。なお、LBMAは、ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)の略称です。
- LBMA金価格(円換算ベース)は、米ドルベース指数をもとに委託会社が独自に円換算した指数です。
- LBMA金価格(円ヘッジベース)は、対円での為替ヘッジを考慮して委託会社が独自に算出した指数です。

### 3 対円での為替ヘッジの有無により、「為替ヘッジなし」と「為替ヘッジあり」の2つのファンドからお選びいただけます。

「為替ヘッジなし」

- 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 基準価額は、為替変動の影響を受けます。

「為替ヘッジあり」

- 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- 対円での為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。

※販売会社によっては、いずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 主な投資制限

1. マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
2. 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
5. デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

### ① 分配対象額の範囲

分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。

### ② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

### ③ 留保益の運用方針

特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 〈分配金に関する留意事項〉

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## 投資対象とするマザーファンドおよび投資対象上場投資信託証券の概要

### ■ ゴールド・マザーファンド

|         |                                                                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用の基本方針 | 中長期的な観点から、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。                                                                                                                                       |
| 主要投資対象  | SPDR® ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト                                                                                                                                                 |
| 投資態度    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ LBMA金価格(円換算ベース)をベンチマークとします。</li> <li>・ 投資対象上場投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。</li> <li>・ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> </ul> |

※投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

※ただし、当マザーファンドが主要投資対象とする投資対象上場投資信託証券が参照するベンチマークが変更された場合、上記のベンチマークも変更となる場合があります。

### ■ SPDR® ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト

投資対象上場投資信託証券の概要は以下の通りです。下記は、2026年6月末現在において知りうる情報をもとに作成しています。

|                |                                              |
|----------------|----------------------------------------------|
| 管理報酬等          | 年率0.10%                                      |
| 基準通貨           | 米ドル                                          |
| 管理会社           | WGC USAアセット・マネジメント・カンパニー LLC                 |
| カストディアン        | JPモルガン・チェース銀行N.A.                            |
| マーケティング・エージェント | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズLLC |
| アドミニストレーター     | バンク・オブ・ニューヨーク・メロン                            |

## 2.投資リスク

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に金現物に投資する上場投資信託証券に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります、その運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

### 基準価額の変動要因

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金の価格変動リスク | 金の価格は、需給関係や為替、金利変動等の様々な要因により大きく変動します。需給関係は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、政府の規制・介入、投機資金の動向等の影響を大きく受けます。金の価格が下落した場合、基準価額の下落要因となります。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 為替変動リスク   | 「為替ヘッジなし」<br>外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。<br>「為替ヘッジあり」<br>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。<br>ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本(円)と投資対象国(ヘッジ対象通貨)の短期金利差に相当します。日本(円)よりも投資対象国(ヘッジ対象通貨)の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。 |
| 流動性リスク    | 上場投資信託証券を購入または売却しようとする場合、市場の急変、取引規制等の理由から流動性が低下し、市場の実勢から期待できる価格と大きく乖離した水準で取引が行われることがあります。<br>また、ファンドが特定の上場投資信託証券に集中的に投資する場合、上場投資信託証券の上場廃止が行われ、または上場廃止の恐れが見込まれることなどにより、市場での購入または売却が困難もしくは不可能になることがあります。この結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。                                                                                                                                        |
| 信用リスク     | 有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。                                                                                                                                                                                                                                                 |

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 「為替ヘッジなし」  
ファンドは、LBMA金価格（円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの上昇率は必ずしも一致しません。  
「為替ヘッジあり」  
ファンドは、LBMA金価格（円ヘッジベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの上昇率は必ずしも一致しません。

## リスクの管理体制

- 運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

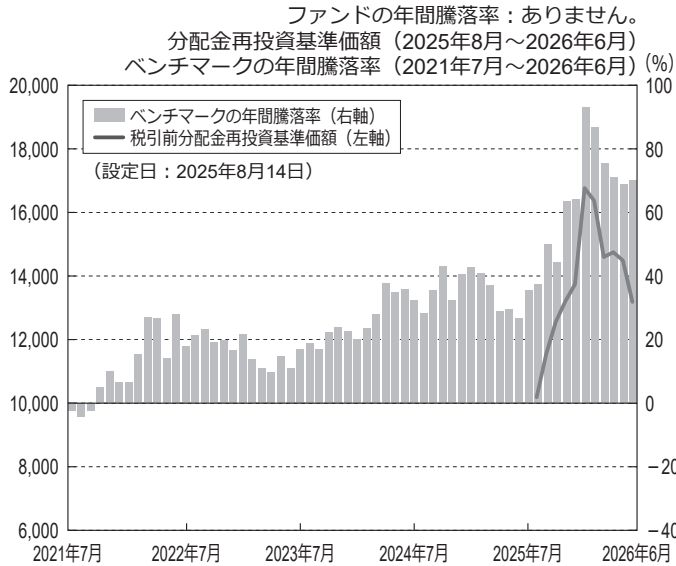
※上記体制は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## <参考情報> 代表的な資産クラスと騰落率の比較等

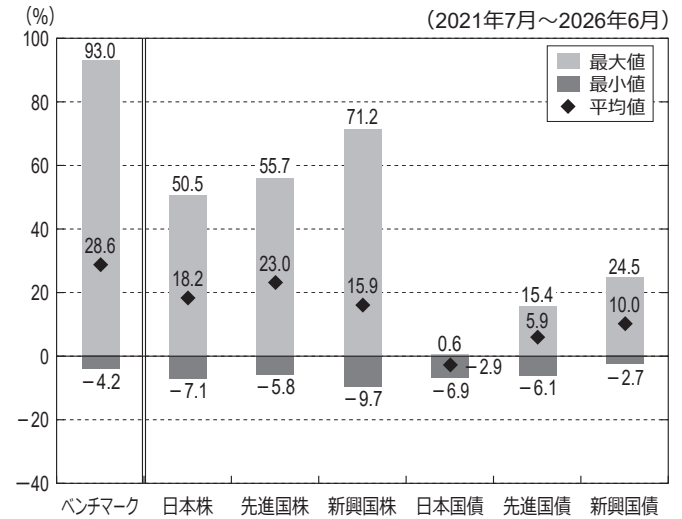
投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

### 「為替ヘッジなし」

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>

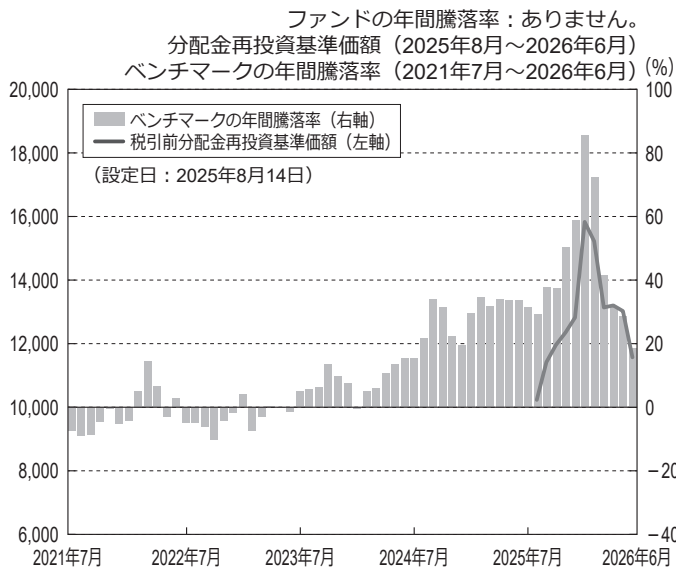


<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>

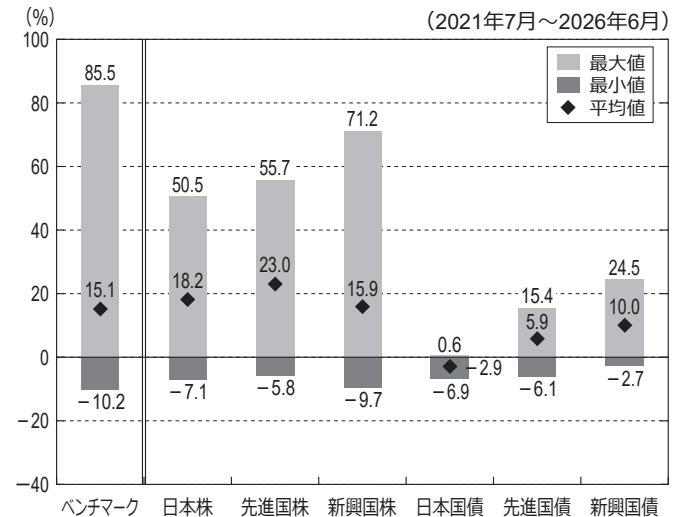


### 「為替ヘッジあり」

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>



<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



- ・上記の左グラフは、各月末におけるベンチマークの年間騰落率およびファンドの分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
  - ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
  - ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
  - ・設定後1年を経過していないため、ファンドの年間騰落率はありません。代わりにベンチマークの年間騰落率を表示しています。
  - ・上記の右グラフは、ベンチマークと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
  - ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
  - ・ベンチマークの年間騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出しています。
- ※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

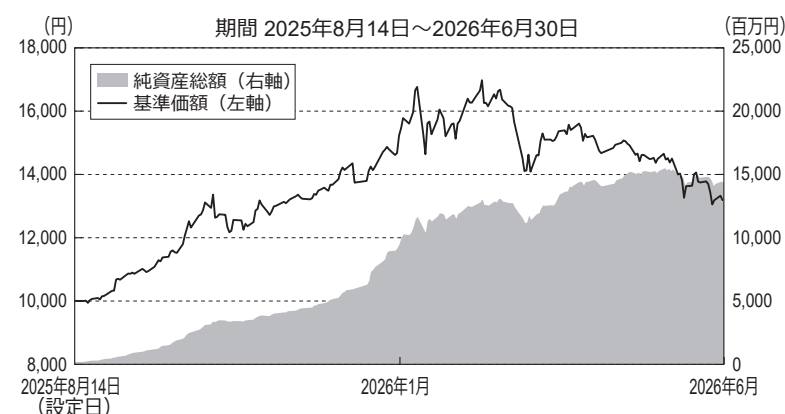
※代表的な資産クラスを表す指数については、最終ページにてご確認ください。

## 3.運用実績

(2026年6月30日現在)

### 基準価額・純資産の推移

#### 「為替ヘッジなし」



#### ＜基準価額・純資産総額＞

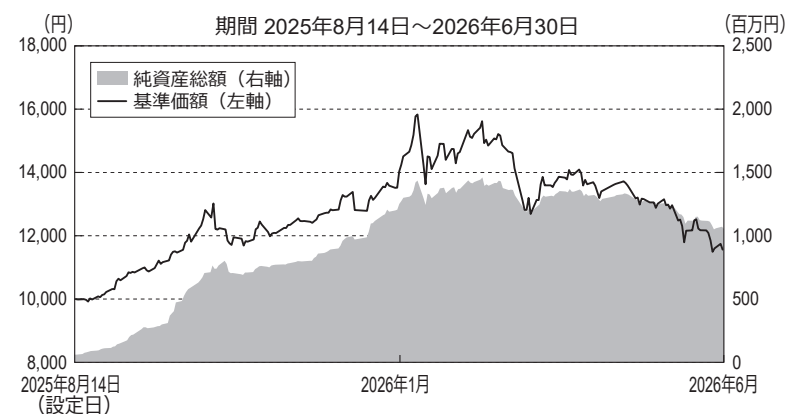
|       |           |
|-------|-----------|
| 基準価額  | 13,184円   |
| 純資産総額 | 14,302百万円 |

#### 分配の推移

| 決算期              | 分配金 |
|------------------|-----|
| 第1期 (2026年6月22日) | 0円  |
| 設定来累計            | 0円  |

※分配金は1万口当たり、税引前です。

#### 「為替ヘッジあり」



#### ＜基準価額・純資産総額＞

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 11,565円  |
| 純資産総額 | 1,053百万円 |

#### 分配の推移

| 決算期              | 分配金 |
|------------------|-----|
| 第1期 (2026年6月22日) | 0円  |
| 設定来累計            | 0円  |

※分配金は1万口当たり、税引前です。

## 主要な資産の状況

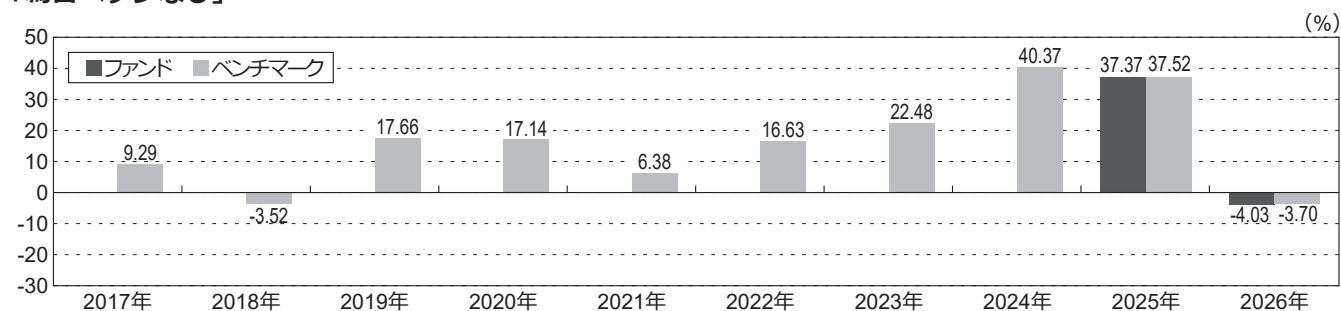
(マザーファンドのデータを表示しています。)

| 種類                      | 国/地域名 | 投資比率    |
|-------------------------|-------|---------|
| SPDR® ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト | アメリカ  | 99.82%  |
| コール・ローン、その他資産(負債控除後)    |       | 0.18%   |
| 合計                      |       | 100.00% |

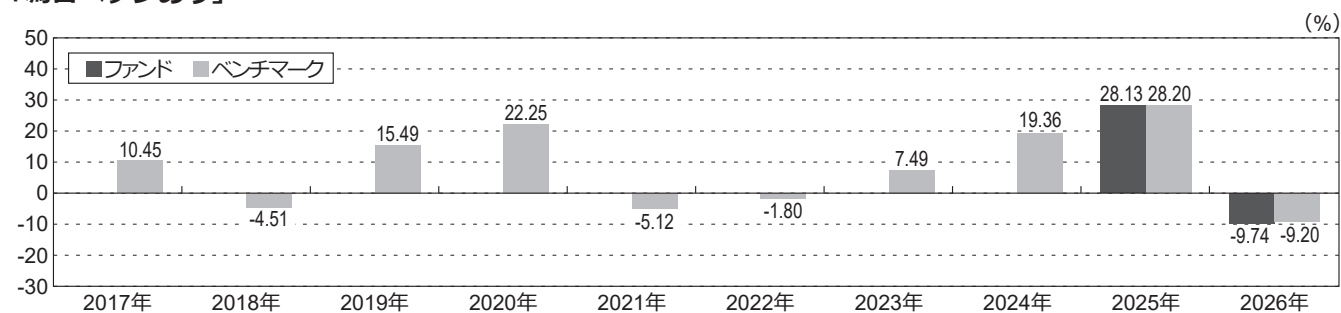
(注) 投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)

「為替ヘッジなし」



「為替ヘッジあり」



※2025年のファンドとベンチマークの年間収益率は設定日から年末までで算出しています。

※2026年のファンドとベンチマークの年間収益率は年初から6月末までで算出しています。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

- 上記の運用実績は過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

|                                     |                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                             | 販売会社が定める単位にて受付けます。                                                                                                                                                                           |
| 購 入 価 額                             | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                            |
| 購 入 代 金                             | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                       |
| 換 金 単 位                             | 販売会社が定める単位にて受付けます。                                                                                                                                                                           |
| 換 金 価 額                             | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                            |
| 換 金 代 金                             | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。                                                                                                                                                          |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日                 | 原則として、ニューヨークの証券取引所または銀行の休業日                                                                                                                                                                  |
| 申 込 締 切 時 間                         | 原則として、販売会社の毎営業日の午後3時30分までとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                             |
| 購 入 の 申 込 期 間                       | 2026年9月19日から2027年9月17日まで<br>※当該申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                                                                             |
| 換 金 制 限                             | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設けることがあります。                                                                                                                                                       |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、購入・換金の申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の申込の受付けを取り消すことがあります。                                                                      |
| 信 託 期 間                             | 無期限(信託設定日：2025年8月14日)                                                                                                                                                                        |
| 繰 上 償 還                             | 各ファンドにつき、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、受益者のため有利であると認める時、またはやむを得ない事情が発生した時は、償還することがあります。                                                                                          |
| 決 算 日                               | 毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                         |
| 収 益 分 配                             | 年1回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。<br>※当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。                                    |
| 信 託 金 の 限 度 額                       | 各ファンドにつき、1兆円                                                                                                                                                                                 |
| 公 告                                 | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.ssga.com/jp">https://www.ssga.com/jp</a> )に掲載します。                                                                                            |
| 運 用 報 告 書                           | 毎決算時および償還時に委託会社は交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して提供等を行います。                                                                                                                                    |
| 課 税 関 係                             | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除および益金不算入制度は適用されません。 |
| ス イ ッ チ ン グ                         | 販売会社によっては「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」との間において、スイッチングが可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                         |

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

|     |         |        |
|-----|---------|--------|
| 購入時 | 購入時手数料  | ありません。 |
| 換金時 | 信託財産留保額 | ありません。 |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                       |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                    |                         |                                          |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>( 信 託 報 酬 ) | 当ファンド                                                                                                                                                             | 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に <b>年率0.1925%(税抜0.175%)</b> の信託報酬率を乗じて得た額とします。<br>ファンドの信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末(当日が休業日の場合は翌営業日とします。)または信託終了のときに、信託財産中から支払います。<br>〈信託報酬率の配分(税抜)〉 |                         |                                          |
|                       |                                                                                                                                                                   | 支払先                                                                                                                                                                                | 信託報酬率<br>(年率)           | 役務の内容                                    |
|                       |                                                                                                                                                                   | 委託会社*                                                                                                                                                                              | 0.03%                   | 委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価  |
|                       |                                                                                                                                                                   | 販売会社                                                                                                                                                                               | 0.12%                   | 運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
|                       | 受託会社                                                                                                                                                              | 0.025%                                                                                                                                                                             | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |                                          |
|                       | マザーファンドが投資対象とする<br>上場投資信託証券の<br>管理報酬等                                                                                                                             | 純資産総額に対して <b>年率0.10%*程度</b><br>※2026年6月末現在。投資する比率等は固定されておらず、実際の組入状況等により、今後変更となる場合があります。                                                                                            |                         |                                          |
|                       | 実質的な負担                                                                                                                                                            | 純資産総額に対し <b>年率0.2925%*程度(税抜0.275%程度)</b><br>※マザーファンドを通じて投資する投資対象上場投資信託証券の管理報酬等を含めた実質的な信託報酬率の概算値です(2026年6月末現在)。ただし、この値は目安であり、投資対象上場投資信託証券の実際の組入れ状況等により変動します。                        |                         |                                          |
| その他の費用・<br>手 数 料      | その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。<br>・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料<br>・ 監査費用   ・ 信託財産に関する租税   ・ 信託事務の処理に要する諸費用 等 |                                                                                                                                                                                    |                         |                                          |

上記の手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

\*委託会社は、マザーファンドを通じて投資する上場投資信託証券の管理会社により提供されるマーケティング・サポートおよびファンドに有益であると判断される情報を含むサービス全般の対価として、同社に対して委託会社が受け取る信託報酬のうち一定比率分を支払うことがあります。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目             | 税金                                            |
|------------------|----------------|-----------------------------------------------|
| 分配時              | 所得税*および<br>地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金（解約）<br>および償還時 | 所得税*および<br>地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

\*復興特別所得税を含みます。2027年1月1日から防衛特別所得税が加わる予定ですが、課税率の合計に変更はありません。

※上記は、2026年6月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合  
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<参考情報>ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

「為替ヘッジなし」

| 総経費率（①＋②） | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|-----------|------------|-----------|
| 0.32%     | 0.29%      | 0.03%     |

「為替ヘッジあり」

| 総経費率（①＋②） | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|-----------|------------|-----------|
| 0.34%     | 0.29%      | 0.05%     |

※対象期間は2025年8月14日～ 2026年6月22日です。

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。）です。平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※投資先ファンドについては、入手し得る情報を基に記載しています。

※投資先ファンドにかかる費用は、運用管理費用に含まれています。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## ■ ベンチマーク(オリジナル指数)

### **LBMA金価格**

LBMA金価格とは、正式名称は「LBMA Gold Price PM」といい、ICEベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration)によってロンドン時間の午後に公表される1トロイオンスあたりの金現物価格(米ドル建て)を指します。なお、LBMAは、ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)の略称です。

「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに委託会社が独自に円換算した指数です。

「円ヘッジベース」は、対円での為替ヘッジを考慮して委託会社が独自に算出した指数です。

## ■ 「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

### **日本株:TOPIX(東証株価指数、配当込み)**

TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

### **先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)**

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

### **新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)**

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

### **日本国債:NOMURA-BPI国債**

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

### **先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)**

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

### **新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)**

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。